

## <官公需適格組合行動憲章の解説>

### 1. 官公需適格組合は、組合員企業の経営の安定と組合の受注能力の向上に努める。

官公需適格組合制度は、事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対して意欲的であり、かつ受注した契約について責任を持って実施し得る経営基盤（組織体制、財務体制）が整備された組合であることを、中小企業庁（具体的には各経済産業局長及び沖縄総合事務局）が証明する制度です。

官公需適格組合は、官公需の共同受注を目指しますが、組合の信用と実績をもとに民需を開拓してる組合でもあります。

共同受注事業は、組合員個々の経営資源を組み事に結集し、互いに補完し合う、いわば、組合員それぞれが持つ「強み」を組合に持ち寄ることで、組合全体としての競争力を高めることを狙いとしています。

官公需適格組合の組合員は組合とともに、自らの経営の向上に努めるとともに、これら経営資源を結集して組合の受注能力の向上に努めていきます。

### 2. 官公需適格組合は、地域社会に融和し愛される組合であり続けるため、情報開示や地域社会とのコミュニケーションに努め、積極的な社会貢献活動を展開する。

官公需適格組合の運営・活動は、地域社会の健全かつ持続的な発展があつてこそ成り立つものです。官公需適格組合とその組合員は、国・地方自治体等からの仕事を引き受けるとともに、地域の雇用の受け皿となり、地域の一員としてより良い社会を構築するための諸活動を展開しています。

また、官公需適格組合は、地域社会から信頼される「開かれた組合」として、活動することが求められています。このため、組合運営や財務面等の情報、また、環境の側面や社会的側面の情報についても、社会から求められる重要な情報として認識し、積極的な開示を行うことが必要です。

さらに、地域社会との対話を積極的に行うこととしています。例えば、地域行事への参加、各種イベントの開催等といった活動や、自然災害時などの緊急支援、福祉、環境保護、文化的なイベントなどへの協賛を通じて、社会貢献活動に継続的に取り組んでいきます。

### 3. 官公需適格組合は、循環型社会の重要性を認識し、環境問題に対して十分な配慮と対応に努める。

今日の環境問題は、産業公害の防止に止まりません。我が国は、廃棄物・リサイクル問題、地球温暖化問題、P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び監理の改善の促進に関する法律）等地球規模での環境問題への対応が求められています。

こうした環境問題解決のためには、個人、企業、組合、行政等が連携・協力しながらそれぞれの果たす役割を明確にして取り組む必要があります。

官公需適格組合は、自らの事業活動が地球規模での資源問題、温暖化問題、環境汚染問題に関わることを認識し、環境型経済社会の構築、エネルギー利用効率の改善、化学物質の確実管理等に向けて取り組むほか、省資源・省エネルギー・リサイクルのための技術革新等に積極的に取り組んでいきます。

### 4. 官公需適格組合は、官公需をはじめ、あらゆる発注に関して、公正、透明な適正価格での受注に努める。

公共工事に関する談合事件が社会的に大きな問題となっています。入札談合の防止の観点から公正取引委員会は「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針」、さらに事業者団体活動における独占禁止法上の問題については「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表しています。

官公需適格組合は、経営者研修並びに従業員の教育研修等を通じて、これらの法令やガイドラインについても周知徹底を図るとともに、官公需をはじめとするあらゆる発注に関して、公正、透明な取り組みを行っていきます。

## 5. 官公需適格組合は、IT化、技術開発、コスト縮減、ISO取得など経営革新に努める。

IT（情報通信技術）の進展に伴い、あらゆる情報がネットワーク上で流通しており、個人、企業の適切な情報管理が求められています。官公需を取り巻くIT化の側面をみても、電子入札への移行が急ピッチで進んでいます。

一方、企業が製品安全性に関する欠陥により、消費者や顧客から信頼を失う事例が後を絶ちません。中小企業や組合であっても、多様化、複雑化、高度化するニーズを的確に捉えた製品・サービスの開発・提供とともに、安全性への十分な配慮が強く求められています。

また、資金面等で制約の多い中小企業の場合、技術力こそが最大の武器となるばかりでなく、技術の高度化がコスト縮減にも結び付くこととなります。

官公需適格組合は、電子入札への対応、個人情報管理に関する体制整備等IT化への対応を強化するとともに、技術力の向上、コスト縮減への努力、安全性と品質を確保するためのISO取得など、経営革新に積極的に取り組んでいきます。

## 6. 官公需適格組合は、組合及び組合員企業の従業員の技術・能力の向上を支援し、安全で働きやすい労働環境を確保し、ゆとりと豊かさの実現に努める。

技術革新や企業間競争の激化など、わが国の中小企業・組合を取り巻く環境は急激に変化しています。このため企業の従業員には、高度な判断力や課題解決能力の向上が常に求められています。

官公需適格組合及びその組合員企業は、それぞれ従業員の技術・能力向上のため、多様な研修や能力開発の機会を積極的に提供する等、様々な支援を行うことが必要です。

また、従業員の安全と健康の確保は、組合及び組合員経営において最も優先される事項です。労働安全衛生対策が組合・企業にとって重要であることを再認識し、従業員の要望等にも考慮を払いつつ、快適な職場環境の整備に努め、さらにゆとりと豊かさの実現に努めています。

## 7. 官公需適格組合は、法令を遵守するものとする。

近年、企業の不祥事が国民の生命や財産に重大な損害を及ぼす事例も散見されます。また、法令に違反する組合活動が、社会問題となるケースも残念ながら見受けられます。

官公需適格組合は、「公の仕事」を受注していることを十分に認識し、事業活動等に伴う各種法令を遵守し、社会に信頼される組合であり続けなければなりません。常日頃から、法令違反や不祥事を未然に防止する体制を整備するとともに、もしも法令違反や不祥事が発生した場合においては、迅速かつ的確な対応を図っていきます。